

## 簡易公募型競争見積のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 6月12日

宇治市長 松村 淳子  
(担当課：契約課)

### 記

品名	山林火災用消防水囊		
納品場所	宇治市消防本部		
納入期限	令和9年2月26日		
物品概要及び条件	更新整備によるもの		
予定価格	¥330,000 (税込)	最低制限価格	無
見積参加者に必要な資格・条件			
参加資格者名簿登録			
見積参加表明書の受付			
提出期限	令和8年6月26日(金) 午前 11時 00分 まで		
提出場所	宇治市役所 3階 契約課 見積箱		
添付資料	見積書を同時に提出すること		
見積予定	予定日 令和8年6月26日(金) 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	参加表明書と見積書は同一の封筒に封入し、その封筒には、案件名、商号又は名称を記載してください。 見積書は、契約課カウンターにある見積箱に投函してください。 封筒のサイズは見積箱の投函口(130mm)に入るものとしてください(長形3号封筒など)。 別紙「説明会に替えて連絡する事項」および「商品提案についての注意事項」を熟読してください。		

## 説明会に替えて連絡する事項

- ◆ 本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和8年6月12日（金）午前9時から

令和8年6月19日（金）午後5時まで

## 予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

## 商品提案についての注意事項

参考商品以外の商品で見積もる（納入希望）場合には、仕様書に記載されている期日までに必ず商品提案を行い、宇治市の了解を得てください。商品提案が無い場合や提案商品が参考商品と同等と認められない場合には、参考商品で見積、納入していただくことになります。

仕様書に記載の規格・仕様等の内容が商品提案の資料から確認できない場合、提案商品を同等商品として認めないことがありますのでご注意ください。

令和8年度

山林火災用消防水囊 仕様書

宇治市消防本部

# 山林火災用消防水囊 仕様書

## 第1 総則

この仕様書は、令和8年度において宇治市消防本部（以下「当本部」という。）に納入する山林火災用消防水囊の仕様について定める。

## 第2 規格

山林火災用消防水囊の規格は、次のとおりとする。

### 1 バック（水袋）

- (1) 材質 ナイロン、合成ゴム
- (2) 寸法 60cm×50cm程度
- (3) 容量 18リットル程度

### 2 ポンプ

- (1) 寸法 90cm程度
- (2) 機能 直射、噴霧切り替えノズル付  
(放水距離：直射10m・噴霧3m以上)
- (3) ホース ゴム製

### 3 収納ケース

正規品若しくは、丈夫で耐久性に優れ、かつ容易に搬送が出来るものとする。

### 4 参考商品

アキレス・ファイヤーハンター FH-01

規格・仕様を満たし、参考商品と同程度以上のものであれば参考商品以外の商品でも可とするので、参考商品以外の商品で見積もる場合は令和8年6月18日（木）午後5時までに規格・仕様の確認できる書類を提出すること。複数の商品提案も可とするが、上記期限以降の再提案は認めない。

## 第3 数量

10基（新品）

## 第4 納入期限及び場所

令和9年2月26日までに当本部へ納めることとする。

## 第5 検収

当本部に納入した時とする。

## 第6 支払い

商品納入、検収の後、受注者の請求に基づいて支払うこととする。

## 第7 その他

- 1 保証期間中（納入日から1年間）において、当本部の過失、または異常な使用を行った場合を除き、当該物品の損傷が発見された時には受注者において無償で取替えるものとする。

また、保証期間経過後でも設計不良、工作不良あるいは材質不良に起因する不都合箇所が発見された場合においても無償にて取替え、または修理を行うものとする。

- 2 当本部が使用していた消防用水囊一式について、当本部が指示した数量を受注者が引き取り法令

に基づき処分するものとし、これにかかる全ての費用については受注業者の負担とする。(最大15基程度)

3 仕様書の細部について疑義が生じた場合には、全て当本部の指示を受けるものとする。